

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案に対する意見募集の実施結果について

平成24年10月10日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(2) 意見募集期間

平成24年6月29日（金）～ 平成24年7月30日（月）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 2通（2件）

(2) 提出されたご意見とご意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)は理論的に妥当だといえる。</p> <p>しかしながら、脂溶性、生物濃縮性及び水中光分解性がともに高い化合物については、分解物の生態毒性についてのデータ開示が必要であり、企業側にデータがあるのであれば開示願いたい。</p> <p>発がん性の高い農薬においては環境への流出を極力抑制した製剤技術・方法を企業に要請してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>代謝／分解物の毒性試験成績については、食品安全委員会の農薬評価書にその概要が記載されております。</p> <p>いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただくとともに、引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p>
2	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準値をより厳しくしてほしい。</p> <p>農薬使用を縮小してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>個別農薬の水濁基準値については、提出された試験成績の内容を精査し、農薬ごとに適したリスク評価を行っております。</p> <p>いただいたご意見は関係府省にお伝えします。</p>